

## 飛島の特定有人国境離島地域への追加指定を求める意見書

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的に、平成28年に制定された。

本土から約39kmの遠隔の地に位置する本県唯一の有人離島・飛島は、有人国境離島地域として、従前より島の漁業者が違法操業の監視や警察等への通報を行うなど、領海や排他的経済水域の保全等において重要な役割を果たしている。しかし、人口がピーク時から9割減少しており、今後、無人化のおそれが否定できない極めて厳しい状況にある。

こうした有人国境離島地域は、一度無人化すると、同法の趣旨である我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能の維持が著しく困難となることから、早急に、地域社会の維持に向けた更なる支援を講じることが必要である。

よって、国においては、飛島が有人国境離島地域としての役割を安定的かつ継続的に担うための支援の充実に向け、早期に「特定有人国境離島地域」へ追加指定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

衆議院議長	額賀福志郎 殿
参議院議長	関口昌一 殿
内閣総理大臣	高市早苗 殿
財務大臣	片山さつき 殿
国土交通大臣	金子恭之 殿
内閣府特命担当大臣 ( 海洋政策 )	あかま二郎 殿
内閣官房長官	木原 稔 殿

山形県議会議長 田澤伸一